

介護老人保健施設

R6.8.1

「プラタナスの丘」(料金表)短期入所(認知症棟個室)

(非課税) 単位(円)

利用者段階	世帯区分	要介護度	1割負担分	居住費	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	認知症ケア加算	1日あたり
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全体が市町村民税非課税の方	要介護1	753	550	300	18	24	76	1,721
		要介護2	801						1,769
		要介護3	864						1,832
		要介護4	918						1,886
		要介護5	971						1,939
第2段階	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	要介護1	753	550	600	18	24	76	2,021
		要介護2	801						2,069
		要介護3	864						2,132
		要介護4	918						2,186
		要介護5	971						2,239
第3段階①	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円超120万円以下の方	要介護1	753	1,370	1,000	18	24	76	3,241
		要介護2	801						3,289
		要介護3	864						3,352
		要介護4	918						3,406
		要介護5	971						3,459
第3段階②	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が120万円超の方	要介護1	753	1,370	1,300	18	24	76	3,541
		要介護2	801						3,589
		要介護3	864						3,652
		要介護4	918						3,706
		要介護5	971						3,759
第4段階	上記以外の方	要介護1	753	1,728	1,800	18	24	76	4,399
		要介護2	801						4,447
		要介護3	864						4,510
		要介護4	918						4,564
		要介護5	971						4,617
利用者段階	世帯区分	要介護度	2割負担分	居住費	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	認知症ケア加算	1日あたり
第4段階 2割負担	本人が市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が160万円以上で、実際の収入が280万円以上、2人以上の場合合計346万円以上の方	要介護1	1,506	1,728	1,800	36	48	152	5,270
		要介護2	1,602						5,366
		要介護3	1,728						5,492
		要介護4	1,836						5,600
		要介護5	1,942						5,706
利用者段階	世帯区分	要介護度	3割負担分	居住費	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	認知症ケア加算	1日あたり
第4段階 3割負担	本人が市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が220万円以上で、実際の収入が340万円以上、2人以上の場合合計463万円以上の方	要介護1	2,259	1,728	1,800	54	72	228	6,141
		要介護2	2,403						6,285
		要介護3	2,592						6,474
		要介護4	2,754						6,636
		要介護5	2,913						6,795

★ その他の利用料金

* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

送迎費(片道)	184円	入所や退所に際してご自宅まで送迎した場合、片道184円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は368円、3割負担の方は552円となります。
個別リハビリ加算(日額)	240円	理学療法士や作業療法士等が集中的にリハビリを行った場合、1日につき240円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は480円、3割負担の方は720円となります。
療養食加算(1食)	8円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1食につき8円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は16円、3割負担の方は24円となります。
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	51円	介護老人保健施設が担っている「在宅復帰支援施設」としての役割に対して、取り組みを行っている施設を評価する加算です。1日につき51円をご負担いただきます。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の7.1%に相当する金額をご負担いただきます。
重度療養管理加算	120円	要介護4又は5であって、厚生労働大臣が別に定める状態にある方に対し、医学的管理のもと短期入所療養介護を行った場合、1日につき120円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は240円、3割負担の方は360円となります。
日用品費(日額)*	200円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品として、1日につき200円をご負担いただきます。
教養娯楽費(日額)*	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等(折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか)の費用として、1日につき100円をご負担いただきます。
電気料(月額)*	1,500円	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料*	2,500円～	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただきます。
文書作成料*	3,000円～	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただきます。
洗濯料(月額)*	5,238円	私物衣類等の洗濯(業者委託)をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。